

お取引先各位

消費税率変更のお知らせ【改定】

拝啓

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月1日より消費税率が8%から10%に改定されることが決まっております。

消費税率変更に伴う、弊社製品の取り扱いに関し、税法解釈の見直しに伴い2018年11月1日付での通知内容を一部改定の上、改めまして下記の通りご報告させていただきます。

今回の消費税率の変更に伴い、弊社における消費税率の取り扱いにつきましては、消費税法上の「資産の譲渡」、「資産の貸付け」及び「役務の提供」の考え方に基づき、以下の通りご案内申し上げます。

- ソフトウェア製品、ハードウェア製品、等の物品の販売について(「資産の譲渡」に該当するお取引)、2019年10月1日以降に納品させていただきますお取引から消費税率10%を申し受けます。
- ソフトウェア製品のレンタル契約等について(「資産の貸付け」に該当するお取引)、2019年10月1日以降のご請求分より、消費税10%を申し受けます。
(※) 経過措置として、2019年3月31日までにレンタル契約が締結され、同年9月30日までにレンタルが開始した場合には、レンタル期間を通じて消費税8%が適用されます。
- 年間保守契約及びエンジニアリング・サービスについて(「役務の提供」に該当するお取引)、2019年9月30日までに代金を受領したお取引は8%、それ以降の受領分は10%の消費税を申し受けます。

なにとぞご了承くださいますとともに、今後とも変わらぬご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

2019年1月

IPG Automotive 株式会社
代表取締役社長 小林 祐範

